

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

項目	条項	国の示す基準の内容	分類	本市の対応
第1章 総則				
(趣旨)	第1条	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める	—	
(定義)	第2条	用語の定義	—	
(一般原則)	第3条第1項	事業者は良質、適切な内容、水準の保育を提供し子どもの健やかな成長のための環境を確保する	参酌	国の基準に従う
	第3条第2項	子どもの意思及び人格を尊重し、教育・保育を提供する		
	第3条第3項	地域、家庭、市、学校、特定教育・保育施設、児童福祉施設等との密接な連携		
	第3条第4項	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための措置を講ずる		
(暴力団の排除)	第4条	暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者であってはならない。	—	市独自の基準を追加
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準				
第1節 利用定員に関する基準				
(利用定員に関する基準)	第5条第1項	特定教育・保育施設の利用定員は20人以上	従う	国の基準に従う
	第5条第2項	法第19条第1項第1項(1号認定)～第3項(3号認定)の区分ごとに利用定員を定める (1) 認定子ども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分		
第2節 運営に関する基準				
(内容及び手続の説明及び同意)	第6条第1項	利用申込者に重要事項(運営規定の概要、職員の勤務体制等)を記した文書を配布して説明、同意		

	第6条第2項	利用申込者からの申出があった場合には、電磁的方法により提供することができる (1) 電子情報処理組織を使用する方法 イ 電気通信回線を通じ送信し受信者のファイルに記録する方法 ロ 施設のファイルに記録された重要事項を当該利用申込者のファイルに記録する方法 ニ 磁気ディスク等の方法により重要事項を記録したものを交付する方法		
	第6条第3項	前項に掲げる方法は文書を作成することができるものに限る	従う	国の基準に従う
	第6条第4項	「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の電子計算機と、利用申込者の電子計算機とを電気通信回線で接続した組織		
	第6条第5項	重要事項の提供する場合電磁的方法の種類及び内容を示し承諾を得る (1) 第2項各号に規定する特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式		
	第6条第5項	電磁的方法による提供拒否の申出当たる場合の重要事項の提供を禁止		
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	第7条第1項	支給認定保護者からの利用申込は正当な理由がなければ拒否することを禁止		
	第7条第2項	幼稚園・認定こども園は1号認定の申込が利用定員を超えた場合は抽選、申込順等の公正な方法で選考	従う	国の基準に従う
	第7条第3項	保育所・認定こども園は2号認定・3号認定の申込が利用定員を超えた場合は、保育の必要の高い子どもが優先的に利用できるよう選考		
	第7条第4項	前2項に規定する選考はあらかじめ支給認定保護者に明示		
	第7条第5項	保育・教育の提供が困難な場合は他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を紹介する等の措置を講ずる	参酌	国の基準に従う
(あっせん、調整及び要請に対する協力)	第8条第1項	特定教育・保育施設は市が行うあっせん、要請にできる限り協力		
	第8条第2項	認定こども園、保育所は2号認定、3号認定の子どもの利用について市が行う調整、要請にできる限り協力	従う	国の基準に従う

(受給資格等の確認)	第9条	支給認定保護者の提示する支給認定証により、認定の有無、子どもの区分、有効期間、必要量を確認	参酌	国の基準に従う
(支給認定の申請に係る援助)	第10条第1項	第10条 支給認定を受けてない保護者からの利用申込があった場合は速やかな申請を援助	参酌	国の基準に従う
	第10条第2項	支給認定変更認定の申請は支給認定満了期限の30日前に行われるよう援助		
(心身の状況等の把握)	第11条	特定教育・保育の提供にあたっては子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設の利用状況を把握する努力	参酌	国の基準に従う
(小学校等との連携)	第12条	小学校、特定教育・保育との円滑な接続と密接な連携	参酌	国の基準に従う
(特定教育・保育の提供の記録)	第13条	特定教育・保育の提供にあたり提供日、内容、その他必用な事項を記録	参酌	国の基準に従う
(利用者負担額等の受領)	第14条第1項	支給認定者から特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受ける	従う	国の基準に従う
	第14条第2項	法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から特定教育・保育基準額（その額が実際に要した費用を超える場合は実際に要した額）、特別利用保育又は教育の場合は内閣総理大臣が定める基準により算定した費用額（その額が実際に要した費用を超える場合は実際に要した額）の支払を受ける		
	第14条第3項	特定教育保育の質の向上を図る上での必要な対価（特定教育・保育に要する費用と基準額との差額の範囲内）の支払を受けることができる		
	第14条第4項	前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を受けることができる (1) 特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) 通う際に提供される便宜に要する費用 (5) その他通常必要とされる費用		

	第14条第5項	費用の支払を受けた場合は領収書を支給認定保護者に交付		
	第14条第6項	3項4項の支払を受ける場合は、その使途、額、支払を求める理由を書面により明示し、支給認定保護者に説明し文書による同意を得る		
(施設型給付費等の額に係る通知等)	第15条第1項	法定代理受領により特定教育・保育の施設型給付費の支給を受けた場合は支給認定保護者に額を通知0	参酌	国の基準に従う
	第15条第2項	法定代理受領を行わない特定教育・保育の施設型給付費の支給を受けた場合は特定教育・保育の内容、費用の額、必要な事項を記載した提供証明書を支給認定保護者に交付		
(特定教育・保育の取扱方針)	第16条第1項	施設の区分に応じ、個々の定めに基づき子どもの心身の状況に応じて適切に特定教育・保育を提供 (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 認定こども園 幼稚園教育要領、保育所保育指針 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (4) 保育所 保育所保育指針	従う	国の基準に従う
	第16条第2項	認定こども園は幼稚園教育要領、保育所保育指針のほか、こ幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる		
(特定教育・保育に関する評価等)	第17条第1項	提供する特定教育・保育の質を評価し、改善を図る	参酌	国の基準に従う
	第17条第2項	定期的に保護者や関係者や外部評価を受けて結果を公表し、改善を図る		
(相談及び援助)	第18条	支給認定子どもの心身の状況や環境の把握、子どもや保護者への適切な対応、必要な助言を行う	参酌	国の基準に従う
(緊急時等の対応)	第19条	支給認定子どもの体調が急変が生じる等の場合、保護者又は医療機関への連絡等の措置を講ずる	参酌	国の基準に従う
(支給認定保護者に関する市町村への通知)	第20条	保護者が偽りその他不正な行為により施設型給付費の支給を受けた(受けようとした)時には市へ通知	参酌	国の基準に従う

(運営規程)	第21条	<p>特定教育・保育施設が定める規定</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育を行う日・時間・行わない日</p> <p>(5) 利用者負担・その他の種類、支払う理由、負担額</p> <p>(6) 認定区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 利用の開始・終了に関する事項、利用の留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他重要事項</p>	参酌	国の基準に従う
(勤務体制の確保等)	第22条	適切な特定教育・保育を提供できるように勤務体制を定める	参酌	国の基準に従う
	第22条第2項	特定教育・保育施設職員によって教育・保育を提供（子どもに直接影響を及ぼさない業務はこの限りでない）		
	第22条第3項	職員の資質向上のための研修機会の確保		
(利用定員の遵守)	第23条	利用定員を超えての特定教育・保育の提供不可（やむを得ない事情を除く）	参酌	国の基準に従う
(掲示)	第24条	施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担、利用申込、その他重要事項を掲示	参酌	国の基準に従う
(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)	第25条	差別的扱いの禁止（子どもの国籍、心情、社会的身分、費用負担）	従う	国の基準に従う
(虐待等の禁止)	第26条	子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止	従う	国の基準に従う

(懲戒に係る権限の濫用禁止)	第27条	幼保連携型認定こども園と保育所の管理者は、支給認定子どもの懲戒に関して身体的苦痛や人格を辱める等の権限の濫用を禁止	従う	国の基準に従う
(秘密保持等)	第28条第1項	特定教育・保育施設の管理者は業務上知り得た支給認定子どもや家族の秘密の保持	従う	国の基準に従う
	第28条第2項	特定教育・保育施設の職員であった者が業務上知り得た支給認定子どもや家族の秘密を漏えいしないような措置		
	第28条第3項	小学校等の他機関へ支給認定子どもに関する情報提供を行う際には、文書による支給認定子どもの保護者の同意が必要		
(情報の提供等)	第29条第1項	支給認定保護者の希望を踏まえ、適切に利用施設が選択できるように情報を提供	参酌	国の基準に従う
	第29条第2項	特定教育・保育施設の虚偽や誇大な広報の禁止		
(利益供与等の禁止)	第30条第1項	特定教育・保育を紹介する対価として、子ども及びその保護者からの金品、その他財産上の利益供与の禁止	参酌	国の基準に従う
	第30条第2項	特定教育・保育を紹介する対価として、施設職員等からの金品、その他財産上の利益供与の禁止		
(苦情解決)	第31条第1項	家族からの苦情には適切な対応、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講ずる	参酌	国の基準に従う
	第31条第2項	受け付けた苦情の内容を記録		
	第31条第3項	苦情に対して市が実施する事業に協力		
	第31条第4項	市が行う報告、書類の提出・提示命令、市職員からの質問、検査、調査に協力、市の指導や助言に従って改善		
	第31条第5項	市からの求めに対する改善内容の報告		
(地域との連携等)	第32条	特定教育・保育施設の運営にあたっては地域との連携、協力等、地域交流に努める	参酌	国の基準に従う
(事故発生の防止及び発生時の対応)	第33条第1項	事故発生、再発防止のための措置 (1) 事故発生時の対応、発生防止のための指針整備 (2) 事故発生、危険性がある事態が生じた場合の報告、改善策を従業員に周知する体制の整備	従う	国の基準に従う

		(3) 事故発生防止のための委員会、定期的な従業員研修		
	第33条第2項	事故が発生した場合は市、家族に連絡し必要な措置を講じる		
	第33条第3項	事故の状況、事故の処置について記録		
	第33条第4項	賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償		
(会計の区分)	第34条	特定教育・保育事業会計と他の事業会計とを区分	参酌	国の基準に従う
(記録の整備)	第35条第1項	職員、設備、会計諸記録を整備	参酌	国の基準に従う
	第35条第2項	記録を整備して5年保存		
	第35条第3項	次項の記録は整備して5年保存 (1) 特定教育・保育の提供計画 (2) 特定教育・保育の必要事項提供記録 (3) 市への通知記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況、事故処置の記録		
第3節 特例施設型給付費に関する基準				
(特別利用保育の基準)	第36条第1項	特別利用保育を提供する場合は県条例で定める児童福祉施設の設備及び運営基準を遵守	従う	国の基準に従う
	第36条第2項	1号認定子どもの数と2号認定子どもの総数は、2号認定子どもの利用定員を超えない		
	第36条第3項	特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして必要な読み替え		
(特別利用教育の基準)	第37条第1項	特別利用教育を提供する場合は学校の設備、編成、その他に関する設置基準を遵守	従う	国の基準に従う
	第37条第2項	1号認定子どもの利用総数は利用定員を超えない		
	第37条第3項	特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして必要な読み替え		
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準				
第1節 利用定員に関する基準				

(利用定員に関する基準)	第38条第1条	家庭的保育事業 1人以上5人以下、小規模保育事業A型、B型 6人以上19人以下、小規模保育事業C型 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業 1人	従う	国の基準に従う
	第38条第2条	事業所ごとに満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定める		
第2節 運営に関する基準				
(内容及び手続の説明及び同意)	第39条第1項	利用申込者に重要事項(運営規定の概要、職員の勤務体制等)を記した文書を配布して説明、同意	従う	国の基準に従う
	第39条第2項	第5条第2項から第6項までの規定を準用	準用先の類型に準ずる	国の基準に従う
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	第40条第1項	支給認定保護者からの利用申込は正当な理由がなければ拒否を禁止	従う	国の基準に従う
	第40条第2項	3号認定の申込が利用定員を超えた場合は保育の必要の高い子どもを優先的に利用できるように選考		
	第40条第3項	選考方法はあらかじめ支給認定保護者に明示		
	第40条第4項	地域型保育の提供が困難な場合は連携施設、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を紹介する等の	参酌	国の基準に従う
(あっせん、調整及び要請に対する協力)	第41条第1項	特定地域型保育事業者は市が行うあっせん、要請にできる限り協力	従う	国の基準に従う
	第41条第2項	3号認定の子どもの利用について市が行う調整及び要請にできる限り協力		
(心身の状況等の把握)	第42条	特定地域型保育の提供にあたっては子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設の利用状況を把握	参酌	国の基準に従う
(特定教育・保育施設等との連携)	第43条第1項	特定地域型保育事業(居宅訪問型保育を除く)の適正実施、必要な教育・保育の継続的な提供のための連携施設の確保 (1) 集団保育の体験、特定地域型保育事業者に対する相談・助言・支援 (2) 代替保育 (3) 地域型保育終了に際して希望により連携施設において受入	従う	国の基準に従う

	第43条第2項	居宅訪問型保育は、連携する障害児入所支援施設、市が指定する施設を確保		
	第43条第3項	事業所内保育事業（定員20人以上）は集団保育の体験、特定地域型保育事業者に対する相談・助言・支援、代替保育は不要		
	第43条第4項	教育・保育との円滑な接続に資するため、情報の提供、連携施設、特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業者等と密接な連携に努める	参酌	国の基準に従う
(利用者負担額等の受領)	第44条第1項	支給認定者から特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受ける	従う	国の基準に従う
	第44条第2項	法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から特定地域型保育費用基準額（その額が実際に要した費用を超える場合は実際に要した額）、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育の場合は内閣総理大臣が定める基準により算定した費用額（その額が実際に要した費用を超える場合は実際に要した額）の支払を受ける		
	第44条第3項	特定地域型保育の質の向上を図る上での必要な対価（特定地域型保育に要する費用と基準額との差額の範囲内）の支払を受けることができる		
	第44条第4項	前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用の支払を受けることができる (1) 必要な物品の購入に要する費用 (2) 行事への参加に要する費用 (3) 通う際に提供される便宜に要する費用 (4) その他通常必要とされる費用		
	第44条第5項	費用の支払を受けた場合は領収書を支給認定保護者に交付		
	第44条第6項	第3項及び第4項の規定による金銭の支払を受ける場合は、その用途、額、支払を求める理由を書面により明示し、支給認定保護者に説明、文書（第3項の支払を受ける場合）による同意を得る		
(特定地域型保育の取扱方針)	第45条	児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規定に基づく厚生労働大臣が定める指針に準じて適切に保育を提供	従う	国の基準に従う
(特定地域型保育に関する評価等)	第46条	提供する特定地域型保育の評価、改善	参酌	国の基準に従う

(運営規程)	第47条第1項	<p>特定地域型保育事業者が定める運営規定</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育を行う日・時間・行わない</p> <p>(5) 利用者負担・その他費用の種類、支払う理由、負担</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 利用の開始・終了に関する事項、利用の留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置</p> <p>(11) その他重要事項</p>	参酌	国の基準に従う
(勤務体制の確保等)	第48条第1項	適切な特定地域型保育を提供できるように勤務体制を定める	参酌	国の基準に従う
	第48条第2項	特定地域型保育事業所職員によって教育・保育を提供（子どもに直接影響を及ぼさない業務はこの限りでない）		
	第48条第3項	特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する		
(利用定員の遵守)	第49条	利用定員を超えての特定地域型保育の提供不可（やむを得ない事情を除く）	参酌	国の基準に従う
(記録の整備)	第50条第1項	職員、設備、会計諸記録を整備	参酌	国の基準に従う
	第50条第2項	記録を整備して5年保存		
	第50条第3項	<p>次項の記録は整備して5年保存</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供計画</p> <p>(2) 特定地域型保育の必要事項提供記録</p>		

		(3) 市への通知記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況、事故処置の記録		
(準用)	第51条	省令第8条(受給資格の確認)、第9条(支給認定申請の援助)、第11条(小学校等との連携)、第12条(教育・保育の提供の記憶)、第14条(施設型給付費の額の通知)、第17条(相談・援助)～第19条(市への通知)、第23条(掲示)～第33条(会計区分)の規定を特定地域型保育事業について準用「施設型給付費」を「地域型保育給付費」に読替	—	国の基準に従う
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準				
(特別利用地域型保育の基準)	第52条第1項	特別利用地域型保育事業の提供は地域型保育事業の認可基準を遵守	従う	国の基準に従う
	第52条第2項	1号認定子どもの数、3号認定子どもの総数は利用定員以下		
	第52条第3項	特定地域型保育には特別利用地域型保育を含んで「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」の規定を讀替えて適用(省令第39条第2項(正当な理由のない提供の禁止)、第40条第2項(あつせん、調整及び要請に対する協力)を除く)		
(特定利用地域型保育の基準)	第53条第1項	特定利用地域型保育事業の提供は地域型保育事業の認可基準を遵守	従う	国の基準に従う
	第53条第2項	2号認定子どもの数、3号認定子どもの総数は利用定員以下		
	第53条第3項	特定地域型保育には特定利用地域型保育を含んで「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」の規定を讀替えて適用		
附 則				
(施行期日)	第1条	この条例は、法の施行の日から施行する。	従う	国の基準に従う
(特定保育所に関する特例)	第2条第1項	特定保育所は当分の間、「利用者負担額の利用」「支給認定保護者に関する市への通知」の施設給付費の規定を委託費(子ども・子育て支援法附則第6条)に讀替えて適用(省令第6条(正当な理由のない提供拒否の禁止)、第7条(あつせん、調整、要請に対する協力)を除く)	従う	国の基準に従う
	第2条第2項	保育の委託に対する拒否禁止		

(施設型給付費等に関する経過措置)	第3条第1項	特定教育・保育施設が1号認定子どもに特定教育・保育、特別利用保育を提供する場合は、当分の間、「利用者負担額の受領」の規定を子ども・子育て支援法第9条の経過措置の規定により読替えて適用	従う	国の基準に従う
	第3条第2項	特定地域型保育事業者が1号認定子どもに特定教育・保育、特別利用保育を提供する場合は、当分の間、「利用者負担額の受領」の規定を子ども・子育て支援法第9条の経過措置の規定により読替えて適用		
(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)	第4条	小規模保育事業C型は5年間は、利用定員6人以上15人以下	従う	国の基準に従う
(連携施設に関する経過措置)	第5条	特定地域型保育事業者は、市が認める場合は5年間は連携施設の確保しないことも可	従う	国の基準に従う